

新検査制度関連審査に係る対応状況（その2）

1. 品質マネジメントシステム及び保安規定の審査状況

(1) 法令条文要求と解釈の記載要否について

- ・「品質管理基準規則の『解釈』の記載内容について、保安規定へ反映しているものと反映していないものがあるのはなぜか。『解釈』の文言を記載するかしないかを事業者で判断し、必要なものは保安規定条文に記載すること。」との指示コメントを受けた。
- ・審査基準上の要求事項は「法令条文」に記載され、その適用又は運用上の解説（例示等）は「解釈」に記載されるものと認識している。したがって、保安規定を定めるに当たっては、必ずしも「解釈」の文言を記載する必要はなく、また、「解釈」文言の記載がないものについても下部規定にて実施（運用）することを記載しているため、問題ないと考えている。

(2) グレーデッドアプローチについて

- ・全事業規則における「施設管理」に関する条文に「施設管理目標にあつては、原子力施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。」を定めること。」に対し、機構の保安規定改定案では、「定量的目標の設定を省略することができる」としている。
- ・この改定案について、「公衆被ばく影響の小さい低リスク施設であっても、事業施設区分内で相対的に重要度が高い系統に対して定量的目標を定めるべき。」との指示コメントを受けた。「グレーデッドアプローチ」の考え方については、担当官の認識に違いがあるように感じる。
- ・保安規定審査基準における「品質マネジメントシステム」に関する条文に「保安活動に関する管理《中略》の内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。」とある。
- ・機構では、グレーデッドアプローチ（安全確保上の資源の最適化）に基づき、公衆被ばくリスク（事故影響評価5mSvの1/10単位）を考慮した絶対的な重要度分類を提案している（2019年4月22日原子力規制庁公開WG会合）。これに基づき、保全重要度分類（※）を定め、保全重要度「高」（又は「高」がない事業施設においては、「従事者被ばく」の観点から「中」のうち重要なもの）の系統に対して定量的目標を定めるとともに、さらに従事者リスクの極めて小さい事業施設や操業状態（長期停止、廃止措置等）に応じて「定量的目標の設定を省略することができる」としている。

（※）事業施設区分において相対的に「高」「中」「低」の3段階に分類。また、事業施設区分の間では絶対的に「極高」「高」「中」「低」「極低」の5段階に分類している。

以上